

後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

1 保険料の計算方法

加入するすべての方が保険料を負担します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

●年間保険料の計算方法

均等割
【1人当たりの額】
52,048円

+

所得割
【本人の所得に応じた額】
(所得-33万円) × 10.98%

=

1年間の保険料
限度額64万円
100円未満切り捨て

65歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）の方の公的年金に係る所得の簡易計算表

年金収入額（Ａ）	公的年金に係る所得の計算方法
330万円未満	（Ａ）－120万円
330万円以上410万円未満	（Ａ）×75％－37万5千円
410万円以上770万円未満	（Ａ）×85％－78万5千円
770万円以上	（Ａ）×95％－155万5千円

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額）を差し引いたものです。
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。この所得から基礎控除額33万円を控除した「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を算出します。ただし、社会保険料控除・扶養控除・医療費控除の「所得控除」は適用されません。

2 保険料の軽減

●所得に応じた軽減

【均等割の軽減】軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

軽減判定所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前	軽減後
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	7割軽減	52,048円	15,614円
33万円	7.75割軽減	52,048円	11,710円
33万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減	52,048円	26,024円
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減	52,048円	41,638円

（例）年金収入168万円の1人世帯の軽減判定所得の求め方

年金収入
168万円

－

公的年金等控除額
120万円

－

特別控除額
15万円

=

軽減判定所得
33万円

※ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

※ 土地・建物等の譲渡所得の特別控除額、事業専従者控除額は適用されません。

●被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。所得の状況により、均等割の軽減割合が7割、または7.75割に該当することがあります。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

3 保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、お住まいの市区町村窓口へ申し出をしてください。

「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

◆介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）

◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

○ご注意いただきたいこと

「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

口座振替に切り替えても年間保険料額は変わりません。

国民健康保険料を口座振替で納めていた方も、振替は自動継続されませんので、改めて手続きが必要です。

○保険料は税金の控除の対象となります

保険料を年金からお支払いしている場合は、お支払いいただいている本人の社会保険料控除の対象となります。

保険料をご家族などの口座から振替にした場合、保険料をお支払いいただいたご家族などの方に社会保険料控除が適用されます。

●お問い合わせ先について

保険料の決定に関すること	北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
保険料の納付に関すること 係	長万部町役場町民課戸籍医療年金係 電話 01377-2-2453

裏面もご覧ください

通知書の見本（抜粋）

（年金収入168万円単身世帯の例）

保険料額決定通知書の見方

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

被保険者氏名	広域 太郎		被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8
決 定 年 月 日	令和2年6月1日	決定理由	保険料額を決定しました								
		令和2年度分の後期高齢者医療保険料額 25,800 円									

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
150,000	10.98	16,470	52,048	68,518	0
⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤－⑥－⑦－⑧	月数	⑩月割減額 ⑨÷⑬－⑩－⑭
0	7.75割	40,338	28,180	11	2,349
				⑮保険料額 ⑨+⑬－⑩－⑭	
				25,800	

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪－⑫	月数	⑭月割減額
*****	*****	*****	*****	**	*****

* 通知書の見方記載例の計算

単身世帯・年金収入168万円・加入月数11か月・均等割7.75軽減該当・所得割軽減なし

①賦課のもととなる所得金額は公的年金収入168万円から公的年金控除額120万円を引き、さらに33万円引いた15万円になります。

③所得割額は①の15万円に②所得割率10.98%を乗じた16,470円、これに④均等割額52,048円を足し、⑤算出額68,518円になります。この算出額から軽減できる額を引いた金額が年間保険料額になります。

均等割額は、世帯の所得に応じた軽減があり、軽減の割合を決める所得は、65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いて軽減判定額とします。所得額48万円から15万円を引いた33万円を軽減判定額としますので、7.75割軽減に該当します。均等割7.75割軽減の方は⑧40,338円が軽減されることになります。⑤算出額68,518円から⑧均等割軽減額40,338円を引いた金額が⑨年保険料額28,180円になります。

保険料のかからない月や被扶養者軽減に該当しない月があるときは月割計算しますので、月数11か月で⑨28,180円から⑩月割減額2,349円を引き、100円未満を切り捨てた⑮25,800円が保険料額になります。

① 賦課のもととなる所得金額

平成31年中の所得（※）の合計から、33万円を引いた額です。

（※）平成31年中の所得とは、収入から必要経費を引いたものです。

- ・収入とは、必要経費等を引く前の総支給額や売上額のことです。
- ・必要経費とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額やその年に生じた販売費、一般管理費、その他業務上の費用の額のことです。

（例） 年金所得 … 公的年金等控除額

給与所得 … 給与所得控除額

事業所得 … 売上原価、給与・家賃等、減価償却費、青色事業専従者給与、事業専従者控除額など

不動産所得… 固定資産税、損害保険料、減価償却費、修繕費など

※所得控除（社会保険料控除や扶養控除等）は、必要経費ではありません。

その他にも所得には、土地・建物等の譲渡所得（特別控除後）などがあります。

なお、所得の計算には非課税の収入（遺族年金や障害年金など）は、含まれません。

②所得割率 … 所得割額の計算に使います。

③所得割額 … 被保険者の所得に応じて負担していただく保険料です。

④⑪均等割額 … 被保険者全員に負担していただく保険料です。

⑤算出額 … 所得割額と均等割額を足したものです。

⑥限度超過額 … 年間限度額の64万円を超えた額です。

⑦所得割軽減額 … 所得割額から軽減される額です。

⑧⑫均等割軽減額 … 均等割額から軽減される額です。

⑨⑬年保険料額 … 12か月分の保険料額（令和2年4月から令和3年3月まで）です。

月数 … 保険料のかかる月数です。

⑩⑭月割減額 … 保険料の月割計算がある場合、年保険料から引かれる額です。

⑮保険料額 … 決定した保険料です。（100円未満は切り捨てになります）

● 仮徴収額決定通知書を受け取られた方について

本年4月以降に、平成30年中の所得で計算した暫定的な保険料を通知しましたが、今回決定した保険料は、平成31年中の所得で計算した年間の保険料となります。

平成30年中の所得との違いで生じた差額は、今回の保険料で調整しています。

● 保険料の変更について

今回決定した保険料は、本年■月末日時点の加入状況で計算しています。

この日以降、資格喪失などに伴い保険料が変わったときは、改めて通知します。

● 保険料を納めることが困難な場合

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

● 不服申立てについて

今回の通知書の決定内容について不服がある場合、北海道後期高齢者医療審査会に審査請求することができます。

<審査会住所> 〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁内

電話 011-231-4111(道庁代表)

通知書の見本（抜粋）

（年金収入200万円単身世帯の例）

保険料額決定通知書の見方

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

被保険者氏名	広域 太郎		被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8
決 定 年 月 日	令和2年6月1日	決定理由	保険料額を決定しました								
		令和2年度分の後期高齢者医療保険料額 35,100 円									

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
470,000	10.98	0	52,048	52,048	0
⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤－⑥－⑦－⑧	月数	⑩月割減額 ⑤+⑬－⑩－⑭
0	2割	10,410	41,638	7	17,350
				⑮保険料額 ⑨+⑬－⑩－⑭	
				35,100	

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪－⑫	月数	⑭月割減額
52,048	5割	26,024	26,024	5	15,181

* 通知書の見方記載例の計算（被用者保険の被扶養者であった被保険者の場合）

単身世帯・年金収入200万円・加入月数12か月（うち被扶養者軽減該当月数5か月）・均等割2軽減該当・所得割軽減なし

①賦課のもととなる所得金額は公的年金収入200万円から公的年金控除額120万円を引き、さらに33万円引いた47万円になります。

③所得割額は被用者保険の被扶養者であった被保険者については0円となり、これに④均等割額52,048円を足し、⑤算出額52,048円になります。この算出額から軽減できる額を引いた金額が年間保険料額になります。

均等割額は、世帯の所得に応じた軽減があり、軽減の割合を決める所得は、65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いて軽減判定額とします。所得額80万円から15万円を引いた65万円を軽減判定額としますので、2割軽減に該当します。均等割2割軽減の方は⑧10,410円が軽減されることとなります。⑤算出額52,048円から⑧均等割軽減額10,410円を引いた金額が⑨年保険料額41,638円になります。保険料のかからない月や被扶養者軽減に該当しない月があるときは月割計算しますので、月数7か月で⑨41,638円から⑩月割減額17,350円を引きます。

被扶養者軽減に該当する5か月分については、⑪均等割額52,048円に5割軽減した⑫均等割軽減額26,024円を引き、⑬年保険料額26,024円を算出します。月数5か月分を月割計算しますので、⑬年保険料額26,024円から⑭月割減額15,181円を引きます。

⑨41,638円から⑩月割減額17,350円を引いた額と、⑬年保険料額26,024円から⑭月割減額15,181円を引いた額を合算し、100円未満を切り捨てた⑮35,100円が保険料額になります。

① 賦課のもととなる所得金額

平成31年中の所得（※）の合計から、33万円を引いた額です。

（※）平成31年中の所得とは、収入から必要経費を引いたものです。

- ・収入とは、必要経費等を引く前の総支給額や売上額のことです。
- ・必要経費とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額やその年に生じた販売費、一般管理費、その他業務上の費用の額のことです。

（例）年金所得 … 公的年金等控除額

給与所得 … 給与所得控除額

事業所得 … 売上原価、給与・家賃等、減価償却費、青色事業専従者給与、事業専従者控除額など

不動産所得… 固定資産税、損害保険料、減価償却費、修繕費など

※所得控除（社会保険料控除や扶養控除等）は、必要経費ではありません。

その他にも所得には、土地・建物等の譲渡所得（特別控除後）などがあります。

なお、所得の計算には非課税の収入（遺族年金や障害年金など）は、含まれません。

②所得割率 … 所得割額の計算に使います。

③所得割額 … 被保険者の所得に応じて負担していただく保険料です。

④⑪均等割額 … 被保険者全員に負担していただく保険料です。

⑤算出額 … 所得割額と均等割額を足したものです。

⑥限度超過額 … 年間限度額の64万円を超えた額です。

⑦所得割軽減額 … 所得割額から軽減される額です。

⑧⑫均等割軽減額 … 均等割額から軽減される額です。

⑨⑬年保険料額 … 12か月分の保険料額（令和2年4月から令和3年3月まで）です。

月数 … 保険料のかかる月数です。

⑩⑭月割減額 … 保険料の月割計算がある場合、年保険料から引かれる額です。

⑮保険料額 … 決定した保険料です。（100円未満は切り捨てになります）

● 仮徴収額決定通知書を受け取られた方について

本年4月以降に、平成30年中の所得で計算した暫定的な保険料を通知しましたが、今回決定した保険料は、平成31年中の所得で計算した年間の保険料となります。

平成30年中の所得との違いで生じた差額は、今回の保険料で調整しています。

● 保険料の変更について

今回決定した保険料は、本年■月末日時点の加入状況で計算しています。この日以降、資格喪失などに伴い保険料が変わったときは、改めて通知します。

● 保険料を納めることが困難な場合

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

● 不服申立てについて

今回の通知書の決定内容について不服がある場合、北海道後期高齢者医療審査会に審査請求することができます。

<審査会住所> 〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁内

電話 011-231-4111(道庁代表)

通知書の見本（抜粋）

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

被保険者氏名			被保険者番号								
決定年月日	年	月	日	決定理由							
				令和2年度分の後期高齢者医療保険料額							

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額		②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)		④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧		月数	⑩月割減額	⑪保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪－⑫	月数	⑭月割減額

① 賦課のもととなる所得金額

平成31年中の所得（※）の合計から、33万円を引いた額です。

（※）平成31年中の所得とは、収入から必要経費を引いたものです。

- ・収入とは、必要経費等を引く前の総支給額や売上額のことです。
 - ・必要経費とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額やその年に生じた販売費、一般管理費、その他業務上の費用の額のことです。
- （例） 年金所得 … 公的年金等控除額
給与所得 … 給与所得控除額
事業所得 … 売上原価、給与・家賃等、減価償却費、青色事業専従者給与、事業専従者控除額など
不動産所得… 固定資産税、損害保険料、減価償却費、修繕費など
※所得控除（社会保険料控除や扶養控除等）は、必要経費ではありません。
- その他にも所得には、土地・建物等の譲渡所得（特別控除後）などがあります。
なお、所得の計算には非課税の収入（遺族年金や障害年金など）は、含まれません。

保険料額決定通知書の見方

- ②所得割率 … 所得割額の計算に使います。
- ③所得割額 … 被保険者の所得に応じて負担していただく保険料です。
- ④⑪均等割額 … 被保険者全員に負担していただく保険料です。
- ⑤算出額 … 所得割額と均等割額を足したものです。
- ⑥限度超過額 … 年間限度額の64万円を超えた額です。
- ⑦所得割軽減額 … 所得割額から軽減される額です。
- ⑧⑫均等割軽減額 … 均等割額から軽減される額です。
- ⑨⑬年保険料額 … 12か月分の保険料額（令和2年4月から令和3年3月まで）です。
- 月数 … 保険料のかかる月数です。
- ⑩⑭月割減額 … 保険料の月割計算がある場合、年保険料から引かれる額です。
- ⑮保険料額 … 決定した保険料です。（100円未満は切り捨てになります）

● 仮徴収額決定通知書を受け取られた方について

本年4月以降に、平成30年中の所得で計算した暫定的な保険料を通知しましたが、今回決定した保険料は、平成31年中の所得で計算した年間の保険料となります。
平成30年中の所得との違いで生じた差額は、今回の保険料で調整しています。

● 保険料の変更について

今回決定した保険料は、本年■月末日時点の加入状況で計算しています。
この日以降、資格喪失などに伴い保険料が変わったときは、改めて通知します。

● 保険料を納めることが困難な場合

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

● 不服申立てについて

今回の通知書の決定内容について不服がある場合、北海道後期高齢者医療審査会に審査請求することができます。

<審査会住所> 〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁内
電話 011-231-4111(道庁代表)